

ガス供給約款の主な内容

ガスの使用は供給約款に基づいてお申し込みください

ガスを新たに使用する方、またはガスの使用状況を変更する方は、供給約款をご承諾のうえ、当社に申し込んでいただきます。



工事は当社で安全確実に施工します

- 1 供給施設に関するガス工事は、当社が責任をもって施工いたします。
- 2 内管およびガス栓は「売り渡し」とします。その工事費は別に定める見積単価表により算定した見積金額をいただきます。ただし、特別の工程または材料を必要とする工事は、上記の見積金額とは関係なく別に設計した見積金額をいただきます。
- 3 ガスメーターは当社の所有のものを設置しますが、設置するための工事費をいただきます。



ガス供給約款の主な内容

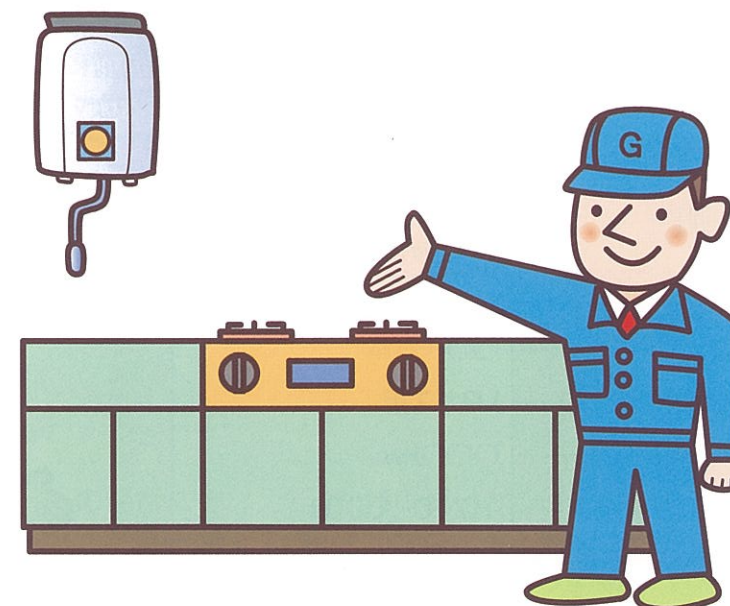
ガス料金は、供給約款に基づいて支払っていただきます

- 1 ガスの使用量の検針は、原則として毎月同じ日に行います。
- 2 ガス料金は、経済産業局長の認可を受けた料金といたします。
- 3 ガス料金は、基本料金とその月のガス使用量に応じた従量料金の合計といたします。



安全供給にご協力ください

- 1 当社は、法令の定めるところにより、供給施設について保安の責任を負います。ただし、お客さまが当社の責任でない事由により損害を受けられたときは、その賠償の責任を負いません。
- 2 当社は、法令の定めるところにより、お客さまの承諾を得て、ガス消費機器の調査及び内管の検査をいたしますので、ご協力をお願いいたします。



★ご不審な点がございましたら当社にお尋ねください。